

外国出願に要する 費用の50%を 助成します



令和5年度 兵庫県中小企業等 外国出願支援事業

募集の ご案内

1次公募期間 5月22日～6月14日
2次公募期間 8月1日～8月18日

※2次公募は予定する採択件数に達した場合実施しないことがあります

1事業者に対する
補助金上限額

300
万円

特許

150万円

実用新案・
意匠・商標

60万円

冒認対策商標

30万円

お問い合わせ先

公益財団法人新産業創造研究機構(NIRO)

知的財産センター ☎078-306-6808

✉kaigai-syutsugan@niro.or.jp

※詳細はホームページをご覧ください <https://www.niro.or.jp/>

募集の概要

1. 助成対象者

- ①兵庫県内に本社を有する中小企業者、ただし「みなし大企業」に該当する場合は除く
- ②地域団体商標に係る外国出願については、事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合、商工会、商工会議所及びNPO法人

2. 助成対象出願

応募時点で日本国特許庁に対して特許、実用新案、意匠又は商標を出願完了しており、交付決定後（採択後）に同内容の外国出願（特許協力条約に基づく国際出願（PCT 出願）における国内移行や、ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく国際意匠出願、マドリッド協定議定書に基づく国際商標登録出願（マドプロ出願）を含む）を行う予定のもの。

3. 助成の条件

- ①外国特許庁への出願と基礎となる国内出願の出願人名義が同一であること。
- ②2024年1月31日までに外国出願を完了し、実績報告書を提出すること。
- ③本事業に係る書類提出について、出願業務を依頼する弁理士の協力を得られること。
- ④本事業完了後の状況調査に対し、積極的に協力すること。
- ⑤ジェトロで同一案件の申請を行っていないこと。（併願不可）

4. 補助率・補助上限額

補助率： 補助対象経費の1 / 2以内
1事業者に対する上限額： 300万円
案件ごとの上限額： 特許150万円
実用新案・意匠・商標60万円
冒認対策商標：30万円

5. 助成対象経費

採択後に発生した、外国特許庁への出願手数料、国内・現地代理人費用、翻訳費用 等

詳細は募集要領を御確認ください。募集要領は、新産業創造研究機構のホームページを
(<https://www.niro.or.jp/>) ご覧ください。

～申請から補助金交付までの手続きの流れ～

日本出願（基礎出願）完了



応募（NIROへ補助金の申請）



NIROからの採択通知受領



代理人へ外国出願手続を依頼



外国出願手続完了後代理人へ支払



NIROへ実績報告書を提出



NIROから補助金の交付